

宿泊約款

用語の定義

- (1) 室料 - 当ホテルに宿泊される際の部屋の使用料
- (2) 宿泊契約 - 当ホテル宿泊のための当ホテルとお客様との間の契約
- (3) 宿泊券 - 当ホテルが認める旅行代理店が当ホテルを代理して宿泊契約を締結し、その締結を証するものとしてその旅行代理店が相手方に対して発行する書面
- (4) 申込者 - 宿泊契約の申込をした人（あるいは法人）
- (5) 消費税 - 日本の消費税法で定められた税
- (6) 宿泊客、お客様 - 当ホテルと宿泊契約を締結された人
- (7) 当ホテル - 株式会社からくさホテルズ関西及び株式会社からくさホテルズ関西が運営するホテルの建物・家具・備品・設備等
- (8) 個人情報 - 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）により定められる情報
- (9) プライバシーポリシー - 当ホテルが個人情報保護法に基づき別途定める、個人情報保護方針

適用範囲

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）または一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

第2条 当ホテルに宿泊契約のお申込みをされる方は、次の事項を当ホテルにお申し出いただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻

- (3) 宿泊料金（原則として別表第 1 による。）
- (4) a. 申込者名及びその連絡先
- b. 宿泊料金の支払い者名及びその連絡先
- (5) その他当ホテルが必要と認める事項

3. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊客が支払うべき総額（別表第1）を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約

第4条 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

- 2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする方が、他の宿泊者らに著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする方が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)。
- (6) 宿泊しようとする方が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (8) 宿泊しようとする方が泥酔し、または言動が著しく異常で、他の宿泊者らに迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (9) 宿泊しようとする方が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。

2. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約を締結いたしません。

- (1) 宿泊しようとする方が、暴力団員、または暴力団等の暴力関係団体その他反社会的勢力の関係者であるとき。
- (2) 宿泊しようとする方が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。

宿泊客の契約解除権

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。

当ホテルの契約解除権

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が、他の宿泊者らに著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (3) 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)。
- (4) 宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (6) 宿泊客が泥酔し、または言動が著しく異常で、他の宿泊者らに迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (7) 宿泊客が、特定感染症の患者等であるとき。
- (8) その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

2. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除いたします。

- (1) 宿泊客が、暴力団員、暴力団等暴力関係団体その他反社会的勢力の関係者であるとき。
- (2) 宿泊客が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。

3. 当ホテルが 1 項または 2 項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。

宿泊の登録

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌日の午前 11:00 までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。なお、宿泊プラン等の利用においてはチェックイン、チェックアウトタイムが制限される場合があります。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には宿泊料金（別表第 1 による）の全額の追加料金を申し受けます。

3. 第1項または第2項により定められたチェックアウト時間を過ぎても、宿泊客がチェックアウトをしない場合、当ホテルは、客室内に残されている宿泊客の手荷物および携帯品を、当ホテル内の別の場所に移動させることができます。なお、この場合における手荷物および携帯品の保管方法については、第16条第2項の規定に準じるものとします。

利用規則の遵守

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に提示した利用規則に従っていただきます。

営業時間

第11条 当ホテルの施設等の詳しい営業時間は、備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のゲストサービスガイド等でご案内いたします。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
4. 当ホテルの朝食・夕食付、又は付帯サービスを付けた宿泊プランの場合、宿泊客が任意に喫食しない、又は利用しなかった場合においても、その金額分を申し受けます。

当ホテルの責任

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。なお、当ホテルは、消防機関から防火基準に適合している事を認証頂いております。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、お預けになった物品が現金または貴重品である場合、また宿泊客がその種類及び価額の明告を行わなかったときは、当ホテルの故意または重過失がない限り、当ホテルは一切その損害を賠償いたしません。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品であってフロントにお預けにならなかつたものについては、当ホテルの故意または重過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合以外は、当ホテルは、賠償いたしかねます。当ホテルが賠償する場合であっても、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、5万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。なお、フロントにお預けにならなかつた現金及び貴重品については、当ホテルの故意または重過失がない限り、当ホテルは一切その損害を賠償いたしません。

宿泊客の手荷物または携帯品の保管

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合は、当ホテルが一定期間お預かりし、その後遺失物法の規定に基づき処理します。
3. 本条各項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては前条第2項の規定に準じるものとします。

駐車の責任

第17条 宿泊客が駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、車両の管理責任まで負うものではありません。

宿泊客の責任

第18条 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます

個人情報の取り扱い

第19条 当ホテルでは、お客様から提供される個人情報について、当ホテルのプライバシーポリシーに則り、適切に取り扱います。

準拠法

第20条 当ホテルとお客様の宿泊契約に関しては日本法を準拠法とし、東京地方裁判所または大阪地方裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

約款の改定

第21条 この約款は、必要に応じて隨時改定することができるものとします。

2. この約款を改定する場合、約款を改定する旨、改定後の約款の内容及び効力発生時期を、当ホテルのホームページ上に掲載し、周知するものとします。

別表第1 宿泊料金の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

宿泊客が支払うべき総額	内訳	
	宿泊料金	1. 予約料金（室料+朝食料）
	税金	（イ）消費税、宿泊税

別表第 2 違約金 (第 6 条第 2 項関係)

	契約申込み人数／契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日
一般	9 室 9 名まで	100%	80%	50%

(注)

1. %は、宿泊料金 + 消費税の総額に対する違約金の比率です。
2. 団体客 (10 名以上) の契約については双方協議の上、定めます。
3. ホテルが指定する特定日・プラン等では別途キャンセルチャージが発生します。
4. 返金についての振込手数料は、お客様負担となります。

館内利用規則

当ホテルではすべてのお客様に、安全且つ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第 10 条に基づき、次のような利用規定を定めておりますのでご協力くださいますようお願い申し上げます。この規則をお守りいただけない場合は、宿泊約款第 7 条及び 18 条によりやむを得ずご宿泊またはホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げることがあります。お客様のご協力、ご同意が得られなかった場合に生じた事故、損害については、当ホテルの故意または重過失がない限り、当ホテルでは責任を負いかねますので、その旨ご了承くださいますようお願い申し上げます。

火災予防上お守りいただきたい事項

1. ホテル内で暖房用、炊事用等の火気及びアイロン等を持ち込みご使用にはならないでください。
2. 当ホテルは所定の場所を除き全館禁煙です、客室内及び廊下やロビーでの喫煙はご遠慮ください。
3. 消防用設備等には、非常の場合以外はお手を触れないでください。
4. 客室よりの避難経路図は、客室内に掲示しておりますのでご確認ください。

保安上お守りいただきたい事項

1. ご滞在中お部屋から出られる時は、ドアの施錠をご確認ください。
2. ご滞在中や特にご就寝の時はドアの内鍵及びセーフティーガードをお掛けください。来訪客があった時は不用意に開扉なさらずにご確認ください。万一、不審者と思われる時はただちにフロントにご連絡ください。
3. ご訪問客とのご面会はロビーにてお願ひいたします。
4. 宿泊登録者以外のご宿泊は、堅くお断りいたします。

貴重品、お預かり品のお取り扱いについて

1. フロントにお預けになるお荷物に貴重品がある場合、その種類及び価格を明告したうえで、フロントへお預けください。客室内およびホテル施設内の貴重品の紛失に関して、ホテルの故意または重過失がない限り、ホテルでは一切の責任を負いかねます。
2. 遺失物は、法令に基づいて隨時処理させていただきます。
3. お預かり品のお取り扱いに関しましては宿泊約款第 15 条の寄託物等の取扱いの規定によります。

お支払いについて

- ご到着の際、当ホテルが定めるお預かり金（前金）を申し受けることがございますのでご了承ください。ご滞在中、ホテルから支払いの請求があった時はお手数ですが、その都度お支払いください。
- 旅行小切手等の小切手でのお支払いおよび両替には応じかねますのでご了承ください。
- 航空券、列車バスの切符代、タクシーダイ、郵便切手代、お荷物輸送等のお立替は、お断りさせていただきます。
- 従業員への心づけは辞退申し上げます。

おやめいただきたい行為

- 以下の行為は他のお客様のご迷惑になりますので、おやめください。
 - ホテルに他のお客様のご迷惑になるようなものをお持ち込みにならないでください。
 - 犬、猫、小鳥その他の動物ペット類全般。（但し、盲導犬、聴導犬、介護犬等はこの限りではございません。）
 - 悪臭、異臭を発生する物。
 - 発火または引火しやすい火薬や揮発油等危険性のあるもの。
 - その他法令で所持を禁じられている物を持ち込まないでください。ホテル内で賭博、または風紀を乱すような行為はなさらないでください。
 - ホテル内で他のお客様にご迷惑を及ぼすような大声、放歌、または、喧騒な行為はなさらないでください。
 - 客室を当ホテルの許可なしに宿泊及び飲食以外の目的にご使用にならないでください。
 - 外部から出前等をおとりになる場合、配達員を客室にお呼びすることはおやめください。
 - ホテル内の諸設備、諸物品を当ホテルの許可なく他の場所へ移動させる等、現状を変更するようなことはなさらないでください。
 - ホテルの外観を損なう様なものを窓側に陳列なさらないでください。
 - 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断わりいたします。なお、客室に外来のお客様をお招きにならないでください。
 - ホテル内では当ホテルの許可なしに、広告宣伝物の配布、掲示、または、物品の販売勧誘等はなさらないでください。
 - ホテル内で撮影された写真等を許可なく営業上の目的で公になさることは、法的措置の対象となることがありますのでご注意ください。
- 他のお客様にご迷惑、並びにホテル秩序を乱すとホテルが判断する一切の行為。

2. 前項の「おやめいただきたい行為」について、当ホテルより注意を受けて直ちにその行

行為を止めなかった場合には当ホテル内施設のご利用をお断りいたします。

反社会的勢力等の施設利用の禁止に関すること

1. 次に掲げる組織、個人については、当ホテル内諸施設のご利用をお断りいたします。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及びその関係者
 - (2) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者
 - (3) 反社会的団体、反社会的団体員及びその関係者
 - (4) 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧的不当要求及びこれに類する行為が認められる場合
 - (5) 心神耗弱、薬物等による自己喪失などご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある者
2. 前項に該当する場合は、その時点以降、一切のご利用をお断りさせていただきます。

安全の手引き

非常口の確認

安全には万全を期しておりますが、万一に備え、非常口をご用意しております。客室扉の図をご確認ください。避難はホテル係員、非常放送の案内があるまでお控えください。

火災時の確認

火災を発見されたら、係員またはお近くの電話よりフロントへご連絡ください。当ホテルでは、お客様の安全を最優先させていただくため自衛消防隊を編成し初期消火、避難誘導を行います。

避難誘導については、非常放送にてご案内させていただきます。

煙が発生した場合は、体を低くしタオル等で口をふさぎ避難ください。夜間の避難については非常灯を携行の上、非常口の案内を目指し避難してください。

地震時の確認

避難誘導については、非常放送にてご案内させていただきます。地震発生の際は、まくら等で頭を覆い客室内ベッド側で地震がおさまるまでお待ちください。

万が一火災が発生した場合は、非常口をご利用いただくか、安全な場所にて救助をお待ちください。

客室扉施錠

客室扉は、オートロック（自動施錠）となっておりますので、客室を出る場合はルームキーをお忘れなくお持ちください。館外への外出時はルームキーをフロントにお預けの上お出かけください。

お部屋にいらっしゃる場合は客室内サムターンキーとラッチをおかけください。来訪者があつた場合には、ドアスコープよりラッチをあけずにご確認ください。不審者の来訪、ご心配があればオペレーターへご連絡ください。

病気、ご気分の優れない場合

近隣医療機関をご案内いたします。急病、急患については救急車を手配いたしますのでお申し付け

ください。

その他（警備体制について）

当ホテルには保安要員が 24 時間常駐しております。不審物、不審者を発見された場合は、お近くの係員、またはフロントへご連絡ください。